

消防団員安全管理マニュアル



長崎市消防団

令和元年 6 月

目 次

	ページ
第1 はじめに	
1 主旨	1
2 平常時の安全管理対策	1
3 消防団の身分、仕事	1
4 消防団の活動と安全管理	1
5 女性消防団員の活動と安全管理	2
6 活動時の熱中症対策	2
第2 総論	
1 出動時	3
2 出動から現場到着まで	3
3 現場到着時	5
4 引き揚げ時	5
第3 各論	
1 活動時の安全管理	6
(1) 火災時	6
ア 建物火災	6
イ 林野火災	11
(2) 風水害時	12
(3) 国民保護時(武力攻撃事態等への対処)	15
2 交通事故防止	16
(1) 緊急自動車の要件と法令上の特例等	16
(2) 一般車両の避譲義務と緊急自動車の注意義務	18
(3) 安全運転の基本	19
(4) 交通事故処理	23
3 活動時、身を守るポイント	24
(1) 火災防ぎょ活動時	24
(2) 水防活動・土砂災害警戒活動時	25
4 避難判断基準	26
(1) 火災防ぎょ活動時の退避判断基準	26
(2) 水防活動時の退避判断基準	26
5 土砂災害警戒活動中の退避判断基準	28
マニュアル改正経過	31
参照通知等	31

第1 はじめに

1 主旨

このマニュアルは、平成28年3月に総務省消防庁から示された「警防活動時等における安全管理マニュアル」及び「訓練時等における安全管理マニュアル」を参考に、長崎市消防団員が警防活動等を遂行するにあたって、留意しなければならない安全管理上の主な事項について列挙したものである。しかしながら、災害は多種多様であり、しかも気象条件や地形等の状況により災害現場も千差万別である。特に消防団員の災害時における退避判断や女性消防団員の安全管理及び交通事故防止対策等については、消防団員が共通の認識を持って活動する必要がある。したがって、本マニュアルをガイドラインとして、災害現場に即した消防団員の安全を確立させるものである。

2 平常時の安全管理対策

気象条件や地形等の状況による、災害時の被害想定や危険個所、消防団活動中の死傷事故、総務省消防庁が公開している消防ヒヤリハットデータベース等について、随時情報収集を行い、安全管理のため情報共有に努める。

3 消防団の身分、仕事

消防団は、特別職の地方公務員である。その仕事は、消防組織法第1条で、「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することをもち、その任務とする。」とされている。

そのため、あらかじめ長崎市において条例や出動計画等を決定しておくことで、事前命令があったものとして、出場等ができる。

4 消防団の活動と安全管理

- (1) 団本部等は、消防本部等関係機関との連絡を密にし、活動の有無を含む活動方針等（出動の際の装備を含む）を判断し、団員に伝達する。

特に、風水害時の活動においては、以下の情報入手先から気象情報を入手し、団員に適宜伝達する。

- 気象情報等情報入手先：次のインターネットシステム等により、河川水位情報、雨量情報等の情報収集を行っている。
 - ・河川情報センター「川の防災情報」
 - ・長崎県河川砂防情報システム
 - ・防災情報提供システム
- 多様な情報収集方法の構築
被害情報や災害情報の収集について、テレビ、ラジオ、インターネット、ソーシャルメディア等の様々な手段を用いた情報収集方法の構築に努める。

- (2) 原則として、隊（2名以上）として活動することとし、隊長は安全管理に特に留意すること。
- (3) 隊長は、無線等で団指揮本部と連絡を取り、その指揮下で活動すること。
- (4) 隊長は、団指揮本部と連絡が取れない状態となった場合は、周囲の状況に特に注意するとともに隊を速やかに安全なところに退避させること。
- (5) 車両を離れる場合で、3名以上の隊の場合には、原則として1名を車両に残し、団指揮本部との連絡、情報収集、周囲の警戒にあたらせること。

5 女性消防団員の活動と安全管理

(1) 労働基準法との関係

現在、国内法制上は、労働基準法第64条の3第2項及びこれに基づく厚生労働省令（女性労働基準規則）において、重量物を取り扱う業務、有害物のガス等を発散する場所における業務が、女性の妊娠又は出産に係る機能に有害であるとして、女性一般の就業が制限されている。

しかしながら、この就業制限に係る規定を理由に、女性の活躍の場から、災害現場における警防業務すべてを排除することは適当ではなく、就業制限の趣旨を踏まえつつ、合理的な解釈をもって、女性についても警防業務に配置することは可能と考えられている。

(2) 現場活動時における配慮

上記のとおり、女性の警防業務への従事は、可能と位置づけられているものの、就業制限が設けられた趣旨（妊産婦及び母体の保護）を鑑み、次のような配慮が必要となる。

- ア 重量物（概ね30kg以上）の取り扱いについては、他の団員と共同で実施すること。（継続作業の場合は、20kg以上）
- イ 毒劇物等に係る特殊災害への対応については、適当でないこと。
- ウ 妊娠しているか否かについて早期把握するとともに、妊産婦に対する配慮を行なうこと。

6 活動時の熱中症対策

近年、夏季期間中は猛暑が続き、昼夜を問わず高温となることが多い。については、次の点に特に留意しながら活動する必要がある。

- (1) 平素からこまめな水分摂取に配慮し、急な災害出動にも対応できる準備をする。
- (2) 災害現場においてもこまめな水分摂取ができるように、必要に応じて補給隊を配備するなど体制の整備を図る。
- (3) 活動が長期にわたる場合は、塩分の摂取にも配慮する。
- (4) 夏期や長時間の活動時には、隊長の異変を感じる前に、防火衣の中にアイスパック等を装着したり、活動途中に水を流し込むなど体の冷却を図る。
- (5) 必要に応じて休息をとるなどして、安全な場所で防火衣の前面開放や防火帽の離脱を行い、防火衣内等に蓄積された熱を外気に放出させ、体を冷却する。

第2 総論

乗車は定員を守れ！シートに座れ！
緊急走行時も交通関係法規遵守！



1 出動時

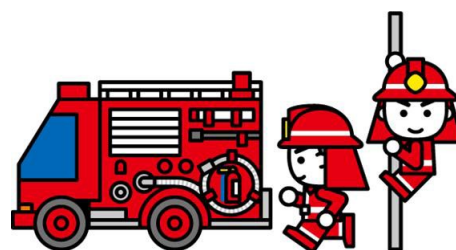
留意事項

① 乗車前

- a 車庫内における防火衣の着装は、隊員相互の間隔をとり周囲に注意する。
- b 複数の消防車両が出動する場合は、車両の前方を通過して乗車しない。なお、各車両の指揮者は、周囲を確認して発進の合図を行う。
- c 階段を使用するときは、足元に注意し、確実に降りる。
- d 柱（壁体）と車両、車両と車両の間等、狭い場所をすり抜けて乗車する場合は、転倒等に注意する。
- e 防火衣の着装は、原則として乗車する前に行い、走行中に行わないようにする。

② 乗車時

- a 乗車するときは、他車両のドアの開閉に注意する。
- b 隊員は、指定の位置に正しく乗車し、固定物を握り乗車の合図を確実に進行する。
- c 指揮者は、隊員の乗車状況を確認したのち、機関員に発進の合図を行う。また、機関員は、指揮者の合図があるまで発進しない。



2 出動から現場到着まで

留意事項

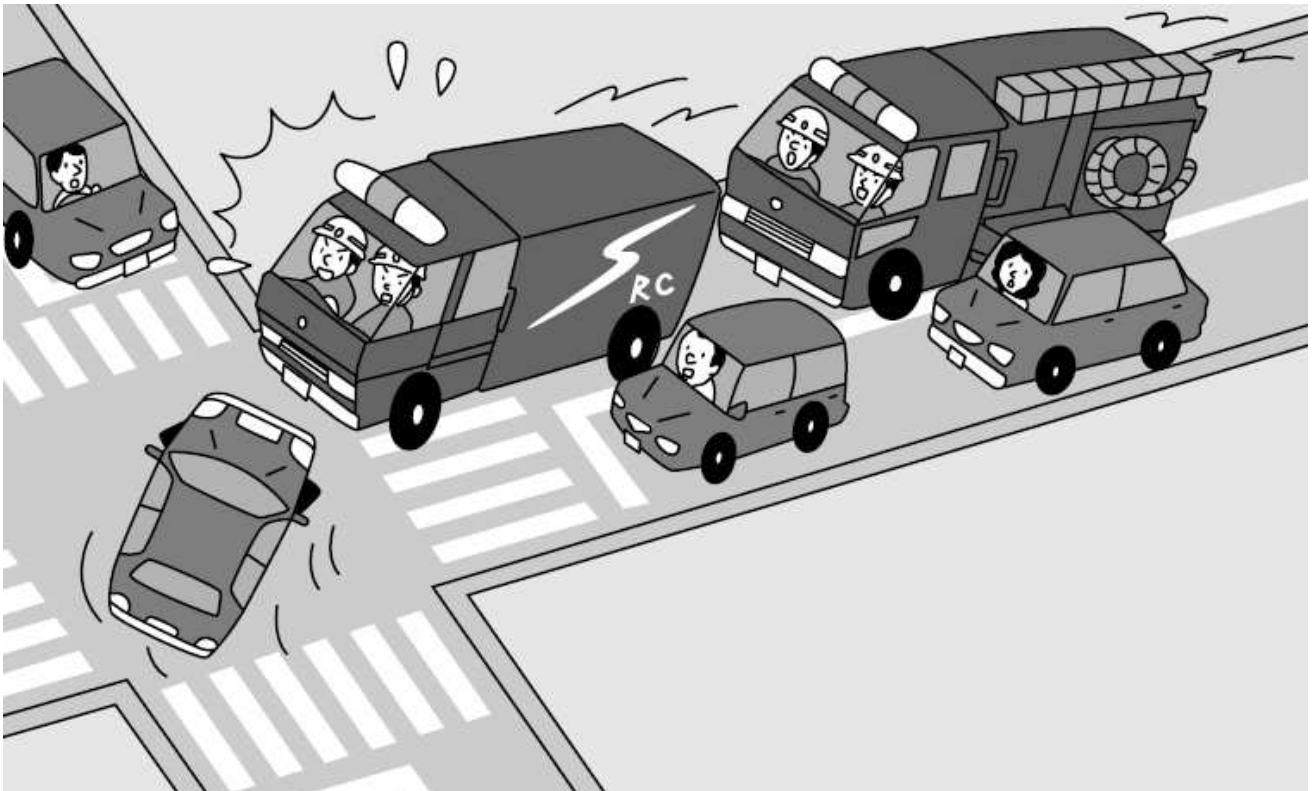
- ① 出動中の車両の運行は、交通関係法規等に規定する事項を遵守する。
- ② 緊急走行時は、機関員はあせりを感じ判断能力が低下することもあるので、できる限り余裕を持って運転するよう心がける。
- ③ 出動に際して、シャッター等がある車庫においては、シャッター等が完全に開放されているかを確認する。
- ④ 出動の際は、誘導員の合図だけでなく、車庫出口の周囲の交通状況や通行人の安全を自分の目で確認する。
- ⑤ 緊急走行時は窓をできる限り開放し、乗車員全員で安全を確認する。また、安全確認呼称を確実に実施する。
- ⑥ 前後左右のみの注意喚起にとらわれず、高い箇所の障害物に対する安全確認は、乗車員全員で行うなど注意を払う。
- ⑦ 走行中、指揮者は必要に応じて拡声器やモーターサイレン等を使用し、一般車両や歩行者に注意を喚起する。



留意事項

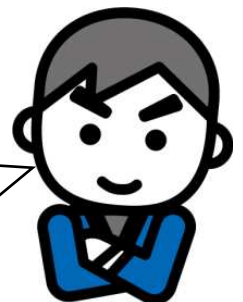
- ⑧ 雨天時など道路の轍に水がたまった状態の場合、右左折時に転倒のおそれがあるので、車両重量等を考慮したスピードで走行する。
- ⑨ 赤信号の交差点を通過する場合は、優先通行権を過信することなく、一時停止又は徐行し、一般車両が停止したことを確認してから通過するなど細心の注意を払う。
- ⑩ 一般車両や歩行者等が一旦停止した後でも、急に動き出す可能性があるため、細心の注意を払う。また、車両の脇から二輪車が緊急車両に気づかずにすり抜けて来る場合があるので、注意する。
- ⑪ 複数の緊急車が連なって走行する場合は、一列縦隊となり、後続する緊急車は車間距離を十分にとり、特に先行車両の急停車等に注意する。また、対向車線の走行は必要最小限とする。
- ⑫ 機関員は、火煙や無線交信等の状況に気をとられずに、前方を注視し、安全運転に徹する。
- ⑬ 走行中は、車両の固定物をしっかり握り急ブレーキに備える。

※ 具体的な交通事故防止対策については、「第3 各論」の「2 交通事故防止」参照



緊急車両の優先通行権を過信しない！

赤信号交差点進入時は一時停止！



3 現場到着時

留意事項
① 停車時 a 指揮者は停車の合図を早めに行い、できるだけ急停車を避ける。 b 停車時は、駐車ブレーキを確実に作動させ、車輪止めを使用する。車輪止めは、車両が確実に停車したことを確認してから使用する。 c 停車位置は、傾斜地及び軟弱な場所は避ける。なお、やむを得ず停車する場合は、車輪止めを增強したり、敷板を敷くなどの補強措置を講じる。 d 現場の状況によりやむを得ない場合を除き、反対車線には停車しない。 e 火災現場等では、二次災害を防ぐため、風上等の危険の少ない場所に停車する。
② 下車時 a 指揮者は、確実に停車した後に、下車の合図を行い、隊員は合図があるまで下車しない。 b 後続車や歩行者等の有無を確認してから、車両のドアを開放する。 c 下車は、手すりを保持し、足元の安全を確認して行うとともに、飛び降りない。また、防火衣などが積載物や車両の構造物に引っかからないよう注意する。
③ 下車時の車両誘導等 a 車両誘導の合図は、警笛、誘導灯、手信号、号令等により、距離、幅員、高さ、その他必要事項を明確に機関員に伝達する。 b 車両を誘導するときは、足元に気を配り、一般車両や歩行者、はしご搬送等の活動隊員に注意して確実に実施する。また、車両の前後は避け、努めて車両の側方で誘導する。 c 車両のバック誘導にあたっては、特に車両後部の左側を重視する。 d 夜間、車両を誘導するときは、必ず照明器具を使用する。

迅速な活動も大切だが、安全・確実に行うことがもっと大切！



4 引き揚げ時

留意事項
① 現場活動による疲労のため、注意力が散漫になることがあるので、交通法規を遵守し、交通事故防止に万全の注意を払う。 ② 使用資機材を撤収し、走行中落下しないよう確実に積載する。また、資機材の置き忘れに注意する。 ③ 車庫入れするとき、歩行者や他車両と接触しないよう誘導員をおき、原則として車両左斜後方で警笛等を使い明確に誘導する。 ④ 下車するとき、車両のステップは、濡れて滑りやすいので足元を確認して静かに降りる。 ⑤ 帰所後は、使用した資機材の異常の有無を点検する。なお、この場合、必ず保安帽及び手袋を着用する。

第3 各論

1 活動時の安全管理

(1) 火災時

ア 建物火災

(ア) 水利部署

留意事項	
① 水利誘導時	水利へ車両を誘導するときは、水利の位置及び停車位置を明確に示すとともに、ホース等の障害物を排除して行う。
② 吸管操作時	<p>a 水利部署時は、給水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合し、衝突する危険があるので、他の隊員の行動に注意する。</p> <p>b 吸管を伸長するときは、車両の吸管止め金具で指をはさまないように注意する。</p> <p>c 吸管、吸管ロープにつまづかないよう注意するとともに、通行人等との接触に注意する。</p> <p>d 特に夜間、消火栓及び防火水槽に部署し、蓋を開放するときは、つまづかないよう注意するとともに、防火水槽等への転落を防止する。</p>
③ 消火栓使用時	<p>a 消火栓の蓋を開けるときは、安定した姿勢で行い、消火栓鍵を挿入して急激に持ち上げないようにする。</p> <p>b 消火栓の蓋は、転落防止のため吸管伸長後に開け、それを移動するときは、障害とならない位置に置く。</p> <p>c 消火栓の蓋を開けるときは、手足をはさまれないよう注意する。</p> <p>d 消火栓のスピンドルを開放するとき、急激に水が噴き出す場合があるので、徐々に回す。</p> <p>e スタンドパイプを使用する際は、スピンドルを開放する前に、吐水口に結合していることを十分に確認する。</p> <p>f 消火栓の蓋は、はずみで閉じる場合があるので、スピンドルドライバーは、吸管を離脱するまで抜かないようにする。</p> <p>g 吸管結合後は、ロープ展張、注意標識板の掲示、照明器具等により転落防止措置をとる。</p> <p>h 作業中は、安全管理のため、消火栓付近に人員を配置するか立入禁止区域とする。</p>
④ 防火水槽使用時	<p>a 防火水槽の蓋の取手が腐蝕等により損傷している場合があるので注意する。</p> <p>b 防火水槽の蓋は、腰を十分に落として持ち上げ、水平に移動させ安全な位置におく。</p> <p>c 防火水槽の蓋を持ち上げるときまたは降ろすときは、手足をはさまれないよう注意する。</p> <p>d 吸管投入後は、ロープ展張、注意標識板の掲示、照明器具等により防火水槽への転落防止措置をとる。</p>

⑤ 河川等自然水利使用时

- a 柵越しの吸管投入は、はしご等を活用し、不安定な踏み台を利用しないようにする。
- b 河川に吸管を投入するときは、流水の速さと深さに注意し、必要以上に河川に足を踏み入れないようにする。
- c 転落のおそれのある河川等に吸管を投入するときは、支持物に身体を固定するか確保を受ける等転落防止措置を講じる。

⑥ 交通頻繁な道路上に水利部署時

- a 交通頻繁な道路上に水利部署するときは、進行方向に向かって、車両と路肩間に水利が位置するよう停車し、反対車線での作業は控える。
- b 交通監視員を配置し、誘導灯や警笛等を用いて交通の監視を行う。
- c 昼間であっても、できるだけ前照灯や作業灯を点灯し、一般車両に注意を喚起する。



⑦ 夜間の水利部署時

前照灯、作業灯、携帯用照明器具を有効に活用して明るく照らし、周囲の状況や足元を確認し行動する。

(イ) ホース延長

留意事項

- ① ホースは、無理な本数の搬送は行わず、必ずホースの結合金具または金具近くを確実に保持し、周囲や前方の障害に注意して延長する。
- ② ホースを延長するときは、側方の張り出し物に注意するとともに、架ていされているはしご等に引っ掛けないようにする。
- ③ ホースの屈曲、もつれ等に注意する。
- ④ 狭い道路、交差点などでホースを延長するときは、通行人や車両等との接触に注意する。
- ⑤ ホースは必ず広い場所で延長してから、路地等へ引き込むようにする。
- ⑥ ホースは原則として屋外で展張して屋内に引き込む。また、屋内で延長するときは、足元を確認するとともに、家具等への引っ掛け及び落下物等に注意する。
- ⑦ 塀等を乗り越えて延長するときは、塀等の強度を確認するとともにはしご等を利用する。
- ⑧ ホースブリッジを使用するときは、監視員を配置する。

ホース延長する場合、結合確認を忘れずに！



(ウ) 放水活動

留意事項

① 送水時

- a 機関員は、放水位置、ホース本数を確認して送水圧力に注意するとともに、送水中は常に計器類を監視する。
- b ホースの跳ね上がりを防ぐため、放口コックはゆっくり開放する。また、送水圧力の急激な上昇により、結合部が離脱することがあるため、送水圧力は徐々に上げる。
- c 予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停水できる態勢で送水する。
- d 筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できないときは、「放水始め」の伝令を待って送水する。
- e ホースと放水口や筒先との結合は確実にいき、結合状態を確認する。

② 放水活動時

- a 建物の燃焼状況、壁体等の受熱状況、焼損程度等を観察し、家屋、壁体の倒壊、屋根の落下、床の踏抜き等の危険を考慮し、活動隊員の安全確保を図れる場所を筒先部署位置として選定する。
- b 筒先の開閉は徐々にいき、反動力に耐えられるように前傾姿勢をとる。筒先の保持は、可能なかぎり2人以上で担当し安全を確保する。
- c 高圧注水で反動力に耐えられないときは、壁体等の工作物で身体を確保したり噴霧注水とする。やむを得ないときは筒先を閉じ、機関員に伝え圧力を下げさせる。
- d 熱せられた壁体やシャッターに注水した水が、熱気、熱湯となりはね返る危険があるため、注水時は防火帽の顔面保護版等を降ろして活動する。
- e 放水中は、足元が濡れ滑りやすいので注意する。
- f 筒先を移動する場合は、足元の状況、高所からの落下物等を確認して行う。



ウォーターハンマー現象に注意！

放水中等で水の流れを急に止めると、水の流れ（運動エネルギー）が瞬間的に圧力エネルギーとなって、ポンプやホースに衝撃を与えます。その衝撃をウォーターハンマーといい、衝撃が大きい場合、ポンプを破損してしまうこともあります。そのため、自動放口閉塞弁や林野火災時には分岐管を利用します。

留意事項

③ 爆発・危険物対応

- a ガス滞留地域内においては、火花を発生する資機材の使用は厳禁とし、噴霧注水によりガスの拡散を図る。
- b 噴出しているガスが炎上している場合は、不用意に消火することなく、ガスコックでガスの遮断を優先する。ガス遮断が不可能な場合は、周囲への延焼防止を主眼とする。
- c 危険物火災は、急激な延焼拡大や爆発燃焼の危険があるため、原則注水しない。
- d 木粉、澱粉、小麦粉等が収容されている対象物は、粉じん爆発の危険があるため、開口部の正面を避け噴霧注水する。

④ 感電対応

- a 特別高圧(7,000V以上)又は高圧(直流750V、交流600V以上)の発・変電施設の火災における消火活動は、原則として事業所の電気技術者による電路の遮断・処置を待つて行う。
- b 通電中の高圧電線や柱上変圧器に、延焼阻止の観点からやむを得ず注水する場合は、十分な安全距離をとり噴霧注水とする。

(エ) 屋内進入

留意事項

- ① 火災建物の上部及び周囲を確認し、落下危険のある瓦や焼残物、窓ガラス等がある場合は周囲に注意を呼びかけるとともに、とび口やストレート注水で落下させてから進入する。
- ② 階段、敷居、段差等でのつまづき、踏み外しに注意し、足元を確認しながら進入する。夜間は照明器具を活用する。
- ③ 延長ホースは、つまづき、転倒するので、絶対に踏まない。
- ④ 放水の水等で滑りやすいので小股で慎重に歩く。



危険を伴う場合や装備が無い場合の無理な屋内進入は避ける！



(オ) 高所進入

留意事項

- ① 積載はしごを架ていする位置は、平坦でかつ堅固な場所を選定する。また、架てい角度は75°とする。
- ② はしご上で放水や破壊作業をするときは、作業姿勢をとり、安全バンド等で身体を確保する。
- ③ 窓等の開口部から進入するときは、窓枠や足場の強度を確認してから進入する。
- ④ 開口部を開放するときは、側方に位置し徐々に行う。
- ⑤ スレート屋根、トタン・ビニール屋根等は踏み抜き落下危険があるため、原則上がらない。



(カ) 破壊作業

留意事項

- ① 開口部を設定する場合は、内部進入している隊と連絡をとってから行う。
- ② ガラスを破壊するときは、とび口等を活用し上部から徐々に破壊する。窓枠のガラス片は完全に除去する。
- ③ 高所で破壊を行うときは、命綱で身体を確保する。破壊物は落下させない措置をとり、落下危険範囲には表示テープ等で明示し、他の隊員等の進入を規制する。
- ④ 破壊器具(大ハンマー、オノ、とび口等)を使用するときは、周囲の安全を確認してから行う。

(キ) 残火処理

留意事項

- ① 疲労等により注意心が散漫になるため、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- ② 木造建物等の上下階で作業する場合は、原則として上下で同時に活動しない。
- ③ 屋根等の高所で活動するときは、下方及びその周辺の活動を規制する。
- ④ 燃焼状況によって、建築物がもろくなっている場合があるので、細心の注意をはらう。
- ⑤ 瓦等を排除する場合は、活動隊に周知するとともに、一時退避させてから実施する。
- ⑥ 屋内で作業する場合は、上階部分の崩落や床の抜け落ち、釘等による踏み抜きに十分注意する。また、焼け落ちた電線及び電気コードは感電の恐れがあるので触れないようにする。




出動～帰所までが消防活動！
気を抜かないように！



イ 林野火災

(ア) 進入活動

留意事項	
<p>① 山の急斜面を延焼中の場合や強風等で急速に延焼拡大中の場合は、非常に危険なので、上方または風下側に部署せず、燃えた跡地や防火帯、大規模な空地等から監視する。</p> <p>② 気象条件の変化により延焼状況が急変する場合があるので、活動中、休憩中を問わず、監視員を置き、常に延焼状況の把握に努めるとともに、必ず退路を確保する。</p> <p>③ しの、しだ、かや等の原野、切り落とした下枝を放置した山林は、急速に延焼が拡大する危険があるので進入しないようにする。やむを得ず進入するときは、必ず退路を確保する。</p> <p>④ 延焼が2方向に分かれたとき、その間には進入しない。</p> <p>⑤ 進入はできる限り焼け跡や稜線を選び、谷間には進入しないようにする。</p> <p>⑥ 傾斜地では、落石、焼き物の落下、飛火の危険があるので、燃えている真下から進入しないようにする。</p> <p>⑥ 樹木の枝、切り株等の突出物が多いので、つまづき、すべり転倒、踏み抜き等に注意する。</p>	

(イ) 消火活動

留意事項	
<p>① 夜間の火災は、危険が非常に大きいので原則として活動しない。やむを得ず活動する場合は、照明器具等を活用し、安全管理に十分配慮する。</p> <p>② 背負い式水のうち（可搬式散水装置）で消火するときは、延焼や飛火等により退路を断たれる危険があるので、周囲の下草等に予備注水しながら行動する。</p> <p>③ 傾斜地上方でホース延長により注水を行うときは、火煙、気象等の状況を考慮し、安全を確認してから行う。</p> <p>④ 火たたきによる消火は、無造作に行うと周囲に火の粉が飛散し、火災を拡大させ、退路を断たれるおそれがあるため、未燃部から延焼してくる火災に向かって行う。</p> <p>⑤ 覆土の下の火災は容易に消火されず、再燃することがあるので注意する。</p> <p>⑥ 迎え火による消火は、延焼拡大の危険性が高いので、地形、山林の状況、気象条件等を考慮して慎重に行う。</p> <p>⑦ 煙に包まれたときは、あわてることなく新鮮な冷たい風が吹いてくる方向に避難する。</p> <p>⑧ 火に包まれたときは、煙や熱気を吸わないようにするとともに、姿勢を低くして、くぼ地などで身を守り、周囲に注意して脱出する。</p>	

(2) 風水害時 ア 警戒時

留意事項

① 河川の警戒

- a 河川警戒は、必ず2人以上で行う。
- b 堤防の法面は滑りやすいので注意し、水位状況の確認等は、固定物に命綱を結着して行う。
- c 堤防監視警戒は、決壊等事態の急変に備え、常に退路を念頭におきながら行動する。
- d 強風、突風によって河川等に転落しないように注意する。
- e 積土のう等で補強してある箇所へ近づくときは、崩壊の危険性が高いので十分注意する。
- f 風雨により視界が悪く、路面も水没したり破壊物があったりして悪条件となるため、車両で警戒するときは、周囲に注意して慎重に通行する。



② 浸水地域の警戒

- a 浸水により危険物や毒劇物等が流出することがあるので、特に工場や研究機関等の周囲では、水の色・臭気に気をつける。
- b 浸水箇所の水深が浅い場合であっても、急激に増水することがあるので十分注意する。
- c マンホールの吹き出しによる受傷危険や、マンホール蓋の移動による転落危険があるので十分注意する。
- d 道路の陥没や路肩の崩れ等も考えられるので、これらに配慮した車両走行を行う。

③ 崖崩れ地域の警戒

- a 崖崩れ危険箇所では、崖からの土石の落下、擁壁のふくらみ・亀裂、排水施設の崩壊など状態を確認する。また、崖崩れに巻き込まれないよう危険箇所の真下には位置しない。
- b 崖下の道路の通行は努めて避け、やむを得ず通過するときは、落石、崩壊等に十分注意する。

④ 強風時の警戒

- a 市街地及び住宅地では、瓦や看板等の落下や飛散物があるため、保安帽を着用し、上方にも注意して行動する。
- b 電柱が傾斜したり倒れている場合は、垂れ下がっている電線に注意し、感電しないようにする。
- c 歩行困難な強風（突風）の場合は姿勢を低くし、固定物につかまるか、遮へい物を利用して身体の安全を確保する。

イ 資機材搬送時

留意事項

- ① 車両、資機材等は、破堤等を考慮した安全な場所に置き、常に整理整頓しておく。
- ② 資機材を搬送するときは、足元に注意する。特に、重量物や大量の資材の場合には、可能な限り動力機械器具等を活用する。
- ③ 強風時に表面積の大きい物を搬送するときは、風圧による転倒や搬送物の落下等に気を付ける。
- ④ 多人数で担いで搬送するときは、指揮者の号令により歩調を合わせて行う。
- ⑤ 車両により資機材を搬送するときは、シートやロープで固定して落下を防止する。

ウ 水防工法時

留意事項

- ① 河川に背を向けた活動はしない。必要に応じて命綱等により身体を確保する。
- ② 土のう等重量物を持ち上げるときは、膝を曲げ、十分腰を落とし、背すじを伸ばした正しい姿勢から、膝の屈伸を活用した姿勢で持ち上げ、腰部損傷を防ぐ。
- ③ 作業開始前に流木、倒壊家屋、崩壊のおそれのある土砂等を除去する。
- ④ 掛矢、スコップ、つるはし等を使用するときは、他の隊員と接触しないように注意する。
- ⑤ 杭打ち作業をするときは、掛矢を確実に保持し、打ち損じないように注意するとともに周囲の人を近づけない。
また、たこによる杭打ちは、特に指揮者の指示、号令に合わせて行う。



- ⑥ 堤防上で水防活動を実施するときは、次の前兆現象が現われたら、破堤のおそれがあるので注意する。
 - a 洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。
 - b 法の崩れが天ばまで達しているとき。（この場合、法面は洗掘されており、一挙に数メートルにわたり崩れることがあるので特に注意する。）
 - c 漏水の水量が多く、しかも濁っているとき。（この場合、漏水孔内が洗掘されているので注意する。）
 - d 漏水に泡が混じった状態のとき。（破堤の危険が迫っているので特に注意する。）
- ⑦ 水防活動が長時間にわたり連続作業となるときは、隊員を随時交代させ、疲労による注意力の散漫に起因する事故を防止する。また、活動していない隊員は、交代要員として安全な場所で待機させる。

エ 伐採作業時

留意事項
① 伐採作業にあつては、器具の点検を十分にいき、安全なものを使用する。
② 鋭利な刃物器具を使用するので、作業間隔を十分にとり、2名以上で作業する場合は、立木の2倍以上の間隔をとる。
③ チェーンソーは、伐採時、前方に引張られる危険があるので、スパイクバンパーを木にしっかりとくい込ませて作業をする。
④ 切り倒す直前には、大声を出して付近の隊員に合図し、その退避を確かめ、伐採者も安全な位置に退避する。

オ 救助活動時

留意事項
① 救助活動共通
a 二次災害を防止するため、ループにより堅固な支持物へ身体を確保し、また崩落のおそれがある土砂、落石を排除する等、隊員の安全確保を図る。
b 活動現場全体を見渡すことができる場所に監視員を配置する。
c 万一に備え、緊急避難の方向や合図等を隊員全員に周知徹底する。
d 危険を察知したときは、即刻退避する。
② ボートによる救助
a 風速、流速、流失物の状況等を考慮して使用の可否を判断する。
b 必ず上流に監視員を配置するとともに風上及び上流からの救出を原則とし、急流の場合は、水流に対し直交進行は避ける。
c ボートへの乗降は一人ずついき、姿勢を低く、急激に立ちあがったりせず、転覆に気を付けるとともに、とび口やロープ等によりボートを固定する。
d 要救助者を艇上に収容するときは、ボートの定員に留意するとともに、不安定な姿勢で不用意に手を差し伸べると、救助者も引き込まれ水中に転落するおそれがあるので、重心を低くして引き上げる。また、船首又は船尾からいき、転覆防止を図る。
e 救助用ロープは十分な強度があるものを使用し、展張や固定は、堅固な地物を利用し確実に結着する。
③ 崖崩れ等における救助
a 人命検索を行うときは、二次災害防止のため、必ず監視員を配置する。
b 崖崩れ等の前兆現象に十分注意し、前兆現象を覚知したときは一旦作業を中止する。 退避は、土砂の流れる方向と直角の方向とし、土砂の流れる方向は崖崩れに巻き込まれる危険性があるので絶対に避ける。
c 崩れる危険性のある場所は、サルベージシート等で雨水の侵入防止措置を図ってから作業を開始する。
d 浸水地の避難誘導は、水深が浅い道路を選定し、活動が見渡せる場所に監視員を配置する。
e 住民の避難は一刻を争うので、持ち物は最小限に制限して身軽にさせる。
f 避難誘導時は、水深測定棒を活用し、特にマンホール等の開放個所に注意し、浸水地の歩行避難は、一般に大人で30cm、子供で20cmまでとし、隊員の行動は腰までの水深を限度とする。

(3) 国民保護時（武力攻撃による災害等への対処）

留意事項

- ① 消防団は、安全が確保されている地域において、消防長の所轄の下に行動し、情報収集、消防警戒区域の設定、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じて実施する。
- ② 消防団は、市町村が定める避難実施要領で定めるところにより、避難住民を誘導しなければならない。
- ③ 安全を確保するため、常に常備消防や警察などの関係機関との連携、情報共有を積極的に行って、攻撃や災害による危険がないことを確認する。

図2 弾道ミサイル攻撃の場合

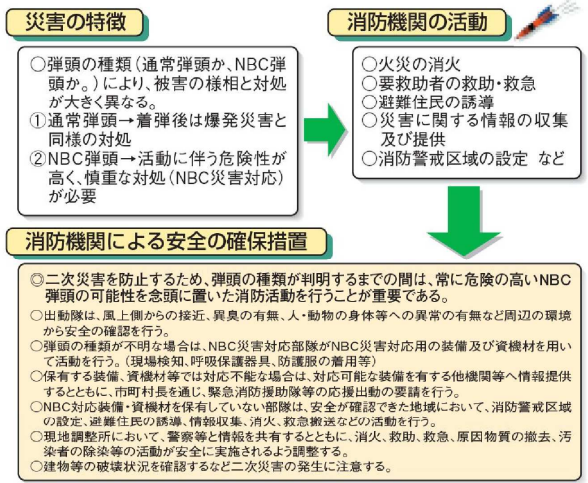


図3 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

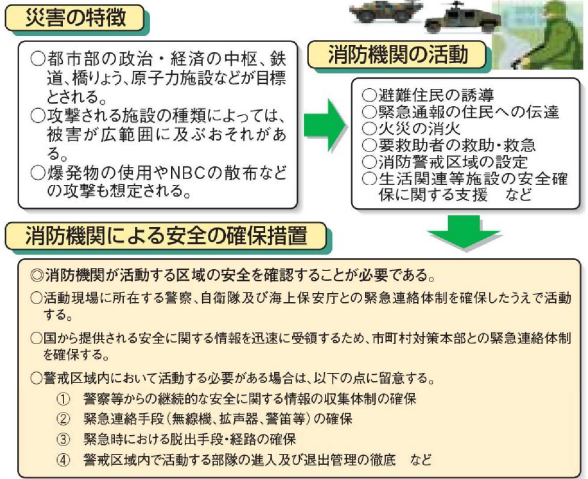


図4 着上陸侵攻・航空攻撃の場合

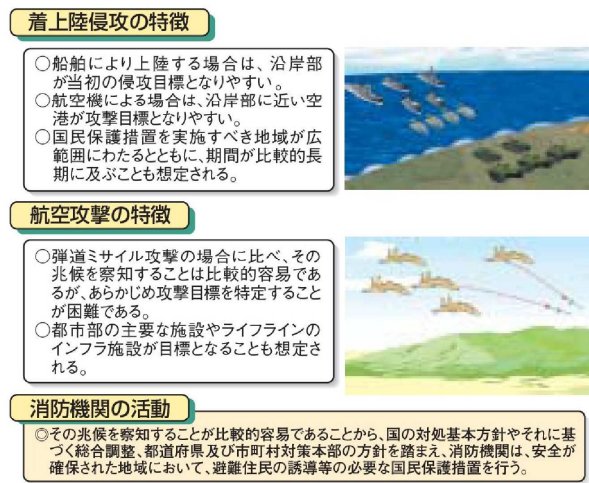
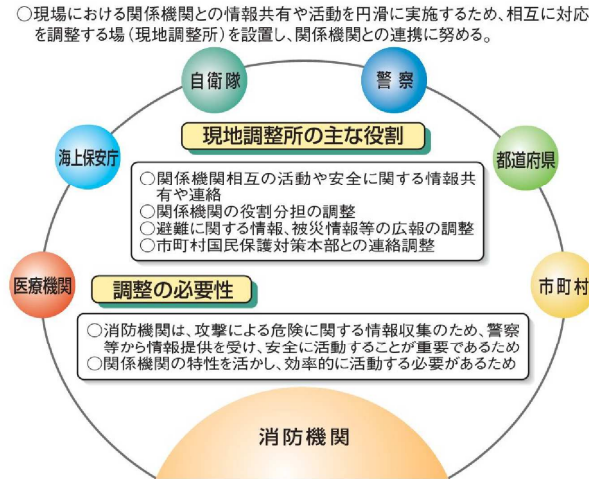


図5 現地調整の実施



2 交通事故防止

(1) 緊急自動車の要件と法令上の特例等

ア 緊急自動車の要件

留意事項
<p>緊急自動車とは、道交法第39条第1項中「消防用自動車(以下「消防車」という。)、救急用自動車(以下「救急車」という。)、その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。」とされている。すなわち、緊急自動車とは、道交令第13条、第14条により次の要件をすべて満たす自動車をいう。</p> <ul style="list-style-type: none">① 公共、公益的な機関の自動車で② 公安委員会の指定を受けたもののうち③ 緊急用務のため!④ サイレンを鳴らし、かつ、赤色警光灯をつけ⑤ 運転中のもの <p>なお、警鐘の使用については、道交法上の要件とされていないが、消防法(昭23.法律186号)第26条第4項の中で「消防車は、消防署等に引き返す途中その他の場合には、鐘又は警笛を用い、一般交通規制に従わなければならない。」とされている。</p>

イ 法令上の特例等

留意事項
<p>緊急自動車は、その用務の特殊性から法令上多くの特例を設け、緊急用務が迅速に達成できる特例が認められている。</p> <p>しかし、道交法第70条(安全運転の義務)は、免除されるものではない。むしろ、各種特例を履行することは、より高度な注意義務と危険回避義務を負っているものと自覚すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none">① 右側通行の特例 道交法第39条第1項に右側通行の特例が定められている。一般車両はすべて左側通行が原則(道交法17・IV)であるが、緊急自動車については、「やむを得ない必要があるときは、道路の右側部分にその全部又は、一部をはみだして通行することができる。」と規定し、右側通行の特例を認めている。 これは、いかなる場合でも無制限に右側通行が許されるというものではなく、「やむを得ない必要があるとき」に限って許されるものであることを知っておくべきである。交通渋滞もなく、右側通行しなければならない必要性もないのに、任意に右側通行することは許されない。しかし、交通の状態から必要性があれば、「はみ出し禁止の表示を乗り越えてでも右側通行ができ、中央分離帯の反対側を通行することもできるのである。② 停止義務免除の特例 道交法第39条第2項に停止義務免除の特例が定められている。一般車両は、踏切、赤信号などで停止しなければならないが、緊急自動車については、「法令の規定により停止しなければならない場合において、停止することを要しない。」とし、一時停止することなく通行できる特例を認めている。ただし、この規程は無謀に高速のまま停止もしないで通行できるというものではなく、後段に「この場合においては、他の交通に注意して徐行しなければならない」という義務を課していることを忘れてはならない。したがって、他の交通に注意しつつ徐行し、危険な状態があれば直ちに停止することは当然なことである。

③ 条項の適用除外

道交法第41条に一般車両が規制されている条項の適用除外が定められている。例えば、一般車両は、道路標識による通行の禁止に従わなければならないところ、緊急自動車はこれに従わなくてもよく、安全地帯、立入禁止部分さえ進入できるのである。また、道路の左側通行の原則、二重追い越しの禁止、追い越し禁止場所での追い越し、交差点での右左折方法等一般車両が走行すれば危険となる方法を、法は規制しているのであるが、緊急自動車には適用を除外しているのである。逆にこれらの緊急自動車の走行は、道交法で許されていても非常に危険な行為であることは明らかで、十分な安全確認を伴うことを理解しなければならない。

市職員の重症事故を受け、令和6年7月12日に改めて一般走行時の全席シートベルト着用について通知されています。

④ シートベルト装着義務の免除

道交法第71条の3で、一般走行においては運転者が、自らシートベルトを装着する義務、その他の乗車員全てに装着させる義務が規定されている。

また、緊急出動途上においては、道交法上シートベルトの装着義務が免除されているが乗車員の安全を確保するため、緊急走行時においても、全部の座席ベルトを装着することが望ましい。

⑤ 緊急自動車の特例規定

- | | |
|---------------------------------|--------------------|
| ○ 右側通行の特例 | 道交法39・I |
| ○ 停止義務免除の特例 | 道交法39・II |
| ○ 通行禁止道路通行の特例 | 道交法41・I |
| ○ 安全地帯、立入禁止部分進入の特例 | 道交法41・I |
| ○ 歩行者の側方通過時の安全間隔保持、徐行義務免除の特例 | 道交法41・I |
| ○ キープレフトの原則除外の特例 | 道交法41・I |
| ○ バス専用通行帯等の通行の特例 | 道交法41・I |
| ○ 車両通行帯に従わない通行の特例 | 道交法41・I |
| ○ 路線バス等優先通行帯通行の特例 | 道交法41・I |
| ○ 路外に出る場合の右左折の方法に従わない特例 | 道交法41・I |
| ○ 車両横断禁止標識、転回禁止標識等に従わない特例 | 道交法41・I |
| ○ 進路変更禁止場所での進路変更の特例 | 道交法41・I |
| ○ 二重追越しの特例 | 道交法41・I |
| ○ 追越し禁止場所での追越しの特例 | 道交法41・I |
| ○ 交差点での右左折方法に従わない特例 | 道交法41・I |
| ○ 進行方向を指定した通行区分に従わない特例 | 道交法41・I |
| ○ 横断歩道接近時の減速義務免除の特例 | 道交法41・I |
| ○ 自転車横断帯接近時の減速義務免除の特例 | 道交法41・I |
| ○ 横断歩道及びその手前30メートル以内での追抜き禁止除外 | 道交法41・1 |
| ○ 自転車横断帯及びその手前30メートル以内での追抜き禁止除外 | 道交法41・I |
| ○ シートベルト装着義務が免除される特例 | 道交法71の3 |
| ○ 交通事故を起こした場合の運転継続の特例 | 道交法72・IV |
| ○ 本線車線での横断、転回、後退ができる特例 | 道交法75の9 |
| ○ 加速車道を通りしないで本線車道に流入できる特例 | 道交法75の9 |
| ○ 出口に接続する車線や減速車線を通りせず流出できる特例 | 道交法75の9 |
| ○ 最高速度の特例 | 道交令第12・III、道交法27の2 |

(一般道路の最高速度80km/h、高速道路の最高速度100km/h)

⑥ 緊急自動車の特例を設けていない規定

緊急自動車には多くの特例が法令上認められているが、安全運転のため特例が認められていない規定がある。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ○ 歩行者用道路(歩行者天国等)での注意徐行義務 | 道交法9 |
| ○ 歩道通行の禁止 | 道交法17・I |
| ○ 軌道敷内通行の禁止 | 道交法21・I |
| ○ 急ブレーキの禁止 | 道交法24 |
| ○ 車間距離の保持 | 道交法26 |
| ○ 左側追越しの禁止 | 道交法28・I |
| ○ 割込み運転の禁止 | 道交法32 |
| ○ 横断歩道のない交差点での横断歩行者の保護義務 | 道交法38の2 |
| ○ 徐行場所での徐行義務 ※1 | 道交法42 |
| ○ 合図を行う義務及び不要な合図の禁止 | 道交法53 |
| ○ 警音器鳴らせの標識に従う義務 | 道交法54・I |
| ○ 安全運転の義務 ※2 | 道交法70 |
| ○ 交通事故を起こした場合に停止する義務 | 道交法72・I |
| ○ 緊急自動車の最高速度の遵守 | 道交令第12・Ⅲ、道交令27の2 |

※1 緊急自動車であっても徐行義務は免除されない。(道交法42)

※2 緊急自動車の交通事故発生時においては、安全運転義務違反が指摘される場合が多い。(道交法70違反)

(2) 一般車両の避讓義務と緊急自動車の注意義務

ア 一般自動車の避讓義務

留意事項

消防法第26条に、「消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない」等、火災が発生した場合に、消防車を一刻も早く現場に到着させて消火にあたらせる必要から、一般車両等に交通上の制限を加え消防車の優先通行を確保すること等を定めている。

また、道交法第40条第1項、及び第2項に、一般車両は交差点またはその付近において緊急自動車が接近してきたときには、交差点を避け(まだ交差点に進入していない車両は進入することを止め、既に進入している車両は速やかに出て)、道路の左側に寄って一時停止しなければならないなど、緊急自動車に優先通行を保障するよう避讓義務を負わせているものである。

そのためには、消防車はサイレンを吹鳴し、かつ赤色警光灯をつけ現に緊急用務に従事であることを外部に表示することが必要で、一般車両の運転者が緊急自動車の接近を目、耳等で認識したとき、はじめて避讓するということである。

すなわち、周囲の騒音、風向きなど運転者の責に属さない理由によって緊急自動車の接近に全く気が付かなかつた場合は、避讓義務は生じないということである。

イ 緊急自動車の注意義務

留意事項

緊急自動車の注意義務とは、客観的立場に立つ評価者(裁判官等)において確定されるものであるが、一般的には、通常人の精神的及び身体的な能力で具体的危険の存在の認識及びその結果を回避することといわれている。

平易な表現をすれば、その人の過去の運転経験等の知識で、走行している周囲の状況から具体的危険がどこに潜んでいるかを予測し、交通事故を未然に防ぐ回避行動をいうものである。

一般車両の避讓義務と緊急自動車の注意義務について具体的には判例によることとなる。

交通が輻輳する現在の状況の中にあっては、優先権を過信した走行は、結果として事故に至ることとなり、その後の消防活動に大きな障害を及ぼすことが明らかである。

(3) 安全運転の基本

ア 緊急出動途上の基本

留意事項

緊急自動車はその業務の必要性から、道交法上優先通行権が認められている。

しかし、いかなる使命、目的を持って消防車を運転していても、たった一台の緊急自動車だけが道路を走行しているわけではなく、他の自動車や歩行者等との関係を見捨てることはできない。

従って、最も大切なことは、たとえ緊急自動車を運転する機関員といえども、道交法第70条「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装備を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。」という安全運転の義務をまず徹底して、運転の基本とすることである。

このことを抜きにしては安全運転の達成は不可能といえる。

安全運転の強調(例えば交差点での徐行や一時停止の励行)が、目的地への到着の遅れとなり、それは自分の使命を十分に果たしていないことだと考えたりするが、むしろ、一時停止や徐行を確実に行うことが、目的地へ最も早く到達できるということを考えるべきである。

また、緊急出場途上において、優先通行権を過信することなく、道路、地形、交通及び気象等の状況により、自車を常に制御できる無理のない速度と方法により安全運転を心掛けなければならない。さらに、過去の事例を精査し貴重な教訓としてまとめた「交通事故防止の10則」を実践する必要がある。

緊急走行時の交通事故防止の10則

- ① 道路交通状況に応じて、適切な速度で走行する。
- ② 赤信号交差点では、交差点直前で確実に一時停止し、左右の安全確認を行い、徐行で通過する。
- ③ 赤信号交差点では、避讓車両等による死角がある場合は、その直前で確実に一時停止し、安全確認してから通過する。
- ④ 青信号交差点では、周囲の歩行者及び車両等の動向を確実に把握し、安全な速度で通過する。
- ⑤ 青信号交差点で左折する場合は、左側を通行する歩行者及び自転車等に注意する。
- ⑥ 見通しの悪い信号機のない交差点では、交差点直前で確実に一時停止し、左右の安全確認を行い、徐行で通過する。
- ⑦ 渋滞道路や狭隘道路では、歩行者及び自転車等の飛び出しに十分注意し、安全運転につとめる。
- ⑧ 対向車線及び一方通行路逆行の場合は、前方の車両等に十分注意し、側方間隔をできるだけとって安全な速度で走行し、側方間隔が取れない等状況によっては徐行する。
- ⑨ 後退する場合は、後退方向、位置及び障害物等を確認し、徐行するとともに、死角がある場合は、確実に把握する。
- ⑩ 道路交通状況に応じて、適時適所で確認呼称する。

イ 一般走行上の防衛運転の基本

留意事項

消防車の運転は、一般走行途上であっても、他の車両や歩行者から厳しく、また、特別な目で見られている。

消防車を操縦することの重大さを自覚するとともに、交通ルールを正しく守り、安全運転に徹する社会的責任がある。

また、他の車両の運転者や歩行者が仮に不適切な行動に出た場合でも、交通事故を未然に防止できる「危険を予測した運転」と「死角に注意した運転」を主眼とし、防衛運転に徹する必要がある。

- ① 見通しの悪い信号機のない交差点では、交差点の直前で確実に左右の安全を確認した後、徐行で通過する。
- ② 乗車員全員が周囲車両等の動向に最新の注意を払い、危機の早期発見に努め、無謀運転からの危険回避を図る。
- ③ 無謀運転の相手車に対しても、ブレーキの準備をした防衛運転により、危険を回避する。
- ④ 道路、交通状況に応じた適正な速度と車間距離を確保し、追突防止を図る。
- ⑤ 車線変更に際しては、車両周囲(特に後方車両)に対し、十分な余裕があることを確認し、無理な車線変更はしない。特に、交差点直前ではむやみに車線変更しない。
- ⑥ 渋滞道路、狭隘道路及び見通しの悪い信号機のない交差点では、駐停止車両等の陰から歩行者や自転車等の飛び出しがあることを念頭におく。
- ⑦ 信号の変わり目には、速度を上げて通過する車両があることを念頭におく。
- ⑧ 裏通りの団地、商店街等の道路では、速度を控えめにする。
- ⑨ 夜間は、制限速度をオーバーして走行する車両があることを念頭におくとともに、周囲の前照灯の光に注意する。
- ⑩ 確認呼称により、乗車員全員が連携し、相互に死角を補う。

ウ 車両誘導要領

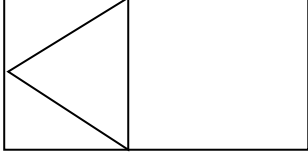
留意事項

一刻も早く消火活動を開始することが、火災の鎮圧を容易にして、被害を軽減させることになるので、現場へ急ぐあまり狭い道路に進入して団員の誘導が必要となる場面や、水利部署のため車両を後退させる場面に数多く出会う。このようなとき誘導員の合図の方法が任意であったり、機関員と誘導員で危険に対する認識に差異があると車両を損傷させたり、誘導員が車両に挟まれるなど思わぬ事故を起こす危険がある。

【誘導方法】

- ① 車両の後退時や狭隘な道路の通行時等、接触の恐れがある場合は、必ず誘導員を立てる。
- ② 誘導にあつては、まず全員で車両を移動する方向・位置の確認を行う。
- ③ 誘導員は定められた位置で、機関員が確認できるよう配慮して誘導を行う。
- ④ 誘導は警笛、肉声等定められた合図を併用し、機関員が確認できるよう効果的に行う。
- ⑤ 二人以上で誘導するときは、主となる誘導員を明確にする。なお、警笛は主となる誘導員が使用し、危険が切迫したときのみ他の誘導員が使用する。
- ⑥ 機関員は誘導員の合図が途切れたら、直ちに車両を停止し状況を確認する。
- ⑦ 誘導員は状況判断できない場合、ためらうことなく停車させ、機関員に状況の確認を求める。
- ⑧ 誘導員は地形、障害物の確認だけでなく、周囲の歩行者、自転車、車両の動向にも注意して自らの安全を確保して誘導する。
- ⑨ 現場付近での誘導にあつては、散在する消防機器を損傷させぬよう愛護する心を持って整理する。

【誘導位置】

後退時	一人	機関員が誘導員をバックミラー等で視認できる、車両左斜め後方概ね2メートルの位置とする。(①の位置)	<p>○ 誘導時の安全確認位置</p>  <p>○ 誘導員の位置【○内は優先順位】 ※ 誘導員は、上下左右、周囲を確認する。</p>
	二人	車両の左右斜め後方を誘導位置とし、非代理誘導員を主体とする。(①、②の位置)	
	三人	<p>誘導の主体を決めて後に二人、前に一人の三点誘導を行う。(①、②、③の位置)</p> <p>※ 誘導員が4人以上いる場合は、安全管理の補助にあたる。</p>	
その他	後退時以外で誘導する場合は、危険となる部分を見通せる位置とし、二人以上の場合は、主となる誘導員が最も危険な部分を見通せる位置とし、他は順次危険な部分を見通せる位置とする。		

【一般的な誘導位置及び方法（例）】

誘導内容		誘導方法	手信号	警笛	肉声
誘導開始	誘導員		腕を高く上げ、手の平を招く方向に大きく振る。	<u>長い一声</u> (ピー)	開始オーライ
	機関員		拡声器又は肉声等の状況に応じた方法で了解を合図する。		
前進又は後退するとき			腕を高く上げ、手の平を招く方向に向け大きく振る。	<u>断続二声</u> (ピ・ピ)	間隔をあけたオーライ
側方	左右に寄せるとき		腕を高く上げ、手の平を招く方向に向け繰り返し振る。	<u>断続二声</u> (ピ・ピ)	間隔をあけたオーライ
	間隔を示すとき		両腕を高く上げ、手の平を内側へ向け、その間隔を示す。	<u>断続二声</u> (ピ・ピ)	左(右)〇〇オーライの連呼
障害物に近づいたとき (約2メートル)			腕を高く上げ手の平を招く方向に向け、小さく振る。	<u>連続短声</u> (ピピピピ)	言葉を早くしてオーライの連呼(具体的に距離を言う)
停止するとき	誘導員		腕を高く上げ、手の平を機関員に向ける。	<u>長い一声</u> (ピー)	ストップ(停止)
	機関員		拡声器又は肉声等の状況に応じた方法で了解を合図する。		

エ 地理の精通

留意事項
<p>円滑な消防活動をするためには、地理水利の精通が挙げられる。車両を安全運行するためには、機関員のみならず、全員が精通しておく必要がある。</p> <p>① 不安は事故の要因</p> <p>機関員は出場指令を受けると、指令された番地への出場経路及びその近辺の水利を脳裏に描き、さらに地図により確認して出場する。経験豊富な機関員は出動区域の地理水利状況を熟知しているものであるが、新任の機関員は順路や水利の位置に正確さを欠き、走行中目標となる建物や予定水利が頭をよぎり周囲の状況が目に入らなくなる。更には不安感が思考力を弱め、赤信号を目にしても一時停止等の措置をすることさえ、忘れてしまう。地理水利の不安が心に余裕をなくし、普段の技能や注意力が十分発揮できなくなるのである。</p> <p>② 必要事項</p> <p>災害現場に急行するためには、出動区域の特徴、地形建物の全てを掌握していなければならないのである。それらを列挙すれば道路幅員等地形の特徴、一方偏集地域や活動困難区域</p>

などの地域特性のほか、降雨により冠水しやすい道路、凍結しやすい箇所、また、時間帯、曜日により渋滞する箇所、歩行者天国となる道路及び消火栓、防火水槽等の消防水利の位置、目標等である。これらを漫然と覚えているだけでなく、立ち上る火煙を目にし、延焼危険大等の無線情報が入り、混乱するような状況下にあっても危険を予測し、的確に現場到着することが重要である。

③ 分団長、団員の役割

分団長、団員が地理水利に精通することは、車両を安全に現場到着させるための条件となる。たとえば予期せぬ交通渋滞、道路工事、同時多発火災等突発的な事象により予定順路を変更しなければならない場面では、たとえ地理水利に精通している機関員でも気が動転することがあり、このようなときこそ分団長等の最上位者は自信を持って機関員に対し適切な指示をしなければならない。

また、交通危険箇所や災害現場付近等、特に機関員の注意に補完を必要とする場面では、精通している分団長等の最上位者は拡声器で一般車両に対し、その場所に応じた適切な避譲の方法を呼びかけることができ、また、精通している団員はその場所に応じた適切な安全確認と車両誘導ができるのである。

このように分団長、団員も地理水利に精通することによって乗車員全員による安全運行を可能とすることができる。

4 交通事故処理

留意事項

交通事故が発生した時は、事故内容及び発生原因を把握し、消防局警防課（休日、夜間は消防局指令課）へ報告を行い、次により処理を行うものとする。

- ① 速やかに運行を中止すること。
- ② 負傷者の受傷部位、程度を確認し、必要に応じ救急車を要請すること。
- ③ 二次災害の防止を図ること。
- ④ 警察官に通報し、到着までの間、努めて事故現場を保存すること。
- ⑤ 業務継続の可否について判断すること。
- ⑥ 消防本部及び消防団本部に即報するとともに、必要に応じて応援要請等を行うこと。
- ⑦ 避譲及び駐停車の位置、車種別、登録番号等を把握すること。
- ⑧ 目撃者の住所、氏名、目撃位置、状況等を把握すること。
- ⑨ 努めて相手方等の立会いを求め、双方の発見位置、事故発生位置及び停車位置を確認すること。
- ⑩ 負傷者の位置、血痕、スリップ痕、散乱物の状況等を把握すること。
- ⑪ 相手車(者)についての情報を把握すること。
- ⑫ 事故現場の道路について、歩車道の別、幅員、路面及び見通しの状況等を把握すること。
- ⑬ 事故発生の経過を把握すること。
- ⑭ 現場等の写真撮影をすること。

3 活動時、身を守るポイント

(1) 火災防ぎょ活動時

建物の倒壊等から身を守るポイント

① 活動時は必ず上方を確認する。

瓦や焼残物、窓ガラス等が破損落下する危険がある。とび口やストレート注水により、あらかじめ落下させる。また、建物の倒壊危険も考慮し、必要によっては監視員をおく。

② 建物構造による危険要素を認識する。

火災の中期以降は2階の床が落下するおそれがあるため、とび口等で梁や床の強度を確認して行動する。また、ベランダや手すり等に乗り移る場合、強度や腐食を確認す

火炎の吹き返しから身を守るポイント

バックドラフトやフラッシュオーバーに注意する。

火災室のドア、窓等を開放したりすると、急激な火炎の吹き返しがあるので、開口部の正面を避けた場所に部署し、注水体勢を整えてから開放する。

バックドラフト？

気密性の高い室内で火災が発生すると、室内の空気があるうちは火災が成長するが、空気が少なくなると燃え草がいっぱいあっても、鎮火したような状態になる。しかしながら、この段階でも火種が残り、可燃性のガスが徐々に室内に充満していくことがしばしばある。こうした時に不用意に扉を開けると、新鮮な空気が火災室に入り込み、火種が着火源となり今まで燃えなかった可燃性ガスが爆燃する。

以下の兆候がみられた場合は、開口部付近から退避すること。

- ・ 窓やドアの隙間から濃い煙が勢いよく吹き出している。
- ・ 燃えている部屋の小さな開口部から、断続的に炎の先端が見られる。
- ・ シャッターやドアノブが触れられないほど熱い。
- ・ 呼吸するように窓やドアがガタガタ音をたてている。
- ・ 口笛のような音が発生している。

フラッシュオーバー？

局所的な火災によって熱せられた天井や煙層からの放射熱によって、局所火源そのもの、あるいはその他の可燃物が外部加熱を受け、それによって急速な延焼拡大が引き起こされ全面火災に至る。

室内の局所的な火災が、数秒～数十秒のごく短時間に、部屋全域に拡大する現象。（火災初期から最盛期に移行するときに発生。）

以下の前兆がみられた場合は、退避すること。

- ・ 室内の炎の先端が天井の高さに達するのが断続的に見られる。
- ・ 高温気体が天井下にたまり熱放射が強くなる。
- ・ 濃煙の中に黄色い煙が混じっている。

(2) 水防活動・土砂災害警戒活動時

二次災害から身を守るポイント

① 必要な情報を収集する。

風水害は、土砂の崩落、増水等による二次災害の危険があるため、災害の状況、気象条件、地形等の消防活動上必要な情報を収集し、現場を十分に把握するよう努める。

② 監視員を配置する。

二次災害防止のため活動範囲に応じて監視員を適宜配置する。また、隊員は単独行動は絶対に行わない。

③ 危険排除に努める。

救助実施時は、必要に応じてロープ等を使用し身体を確保する。また、崩壊しそうな土砂、落石は事前にできる限り排除する。

④ 疲労による注意力散漫を防止する。

消防活動が長時間にわたるときは、疲労による注意力の散漫による事故を防止するため、作業を随時交代し、活動しない隊員は安全な場所で待機する。



4 退避判断基準

(1) 火災防ぎょ活動時の退避判断基準

本マニュアルにおいては、火災時の退避判断基準は設けない。消防団員は、火災防ぎょ活動において、危険を伴う場合や装備がない場合の無理な屋内進入は避け、退避判断も消防本部（消防職員）の指揮隊による宣言が望ましいと考える。

なお、大規模災害時等、消防団員のみでの消火活動が実施される場合は、「1活動時の安全管理（(1)火災時）」及び「活動時、身を守るポイント（(1)火災防ぎょ活動時）」を参考に安全管理に徹すること。

(2) 水防活動時の退避判断基準

前兆現象

下記の前兆現象が見られた場合は、作業を中止し、退避すること。

- ・ 洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。
- ・ 法の崩れが天ばまで達しているとき。
(この場合、法面は洗掘されており、一挙に数メートルにわたり崩れることがある。)
- ・ 漏水の水量が多く、濁っているとき。(この場合、漏水孔内が洗掘されている。)
- ・ 漏水に泡が混じった状態のとき。(破堤の危険が迫っている。)
- ・ 既往最大の雨が長時間降っているとき。

危険度判定

1 下記表にて「今後1時間の見込雨量」と「河川水位」の危険度点数を判定。

	危険度点数	降水短時間予報雨量(mm)【今後1時間の見込雨量】		点数	合計点数
	雨量	1	20以上～30未満		
2		30以上～50未満			
3		50以上～80未満			
4		80以上～			
5		既往最大又は特別警報発令時			
	危険度点数	河川水位	※指定河川水位	点数	
	水位	1	はん濫注意水位(洪水注意報)		
2		避難判断水位(洪水警報)	はん濫注意水位(洪水注意報)		
3		はん濫危険水位(洪水警報)	避難判断水位(洪水警報)		
4		はん濫の発生(洪水警報)	はん濫危険水位(洪水警報)		
5			はん濫の発生(洪水警報)		

※指定河川

洪水による大きな被害が発生するおそれのある河川で、国土交通省又は都道府県が指定。

2 危険度点数（各項目点数並びに合計点数）から危険度段階を判定。

危険度段階

1	合計点数1～2
2	合計点数2～3
3	合計点数4～5 または どちらかの点数が3以上
4	合計点数6～7 または どちらかの点数が4以上
5	合計点数8以上 または どちらかの点数が5

危険度判定

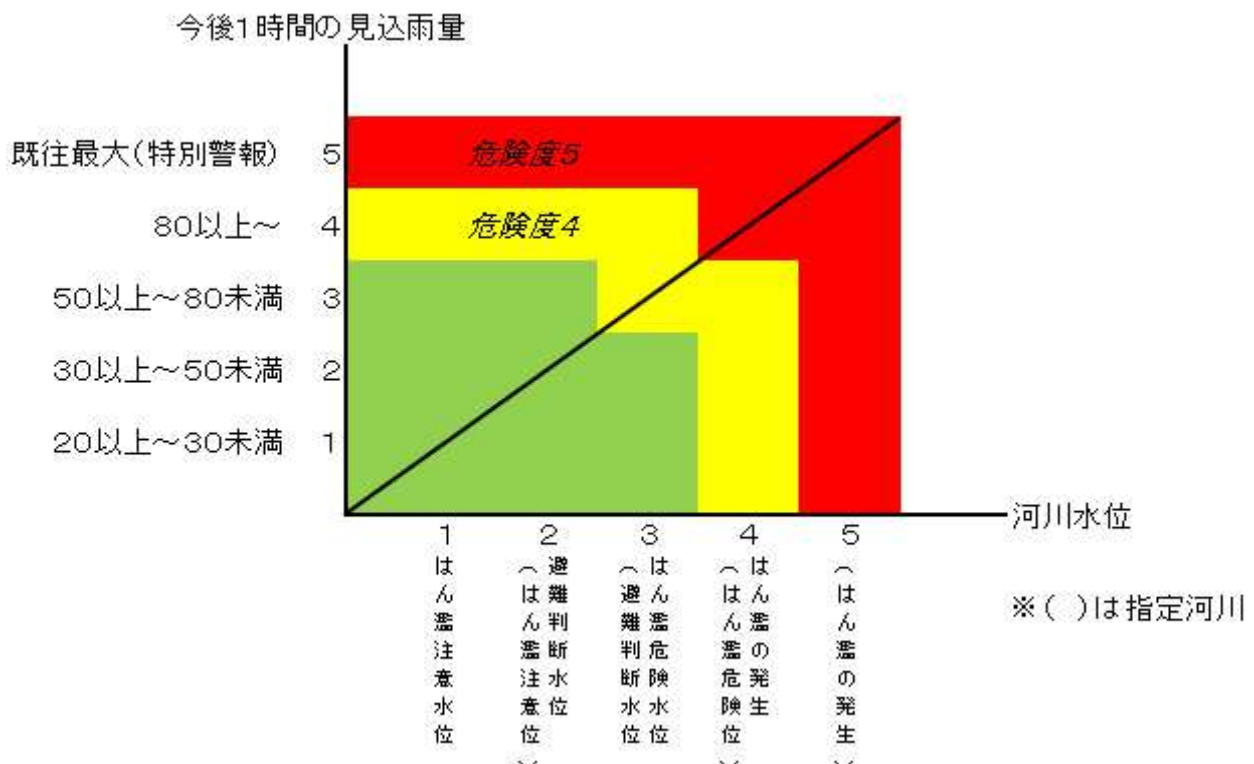
3 下記判断表により、退避判断等を考慮する。

危険度判断表

危険度段階	退避判断レベル
1	今後危険度が上がる可能性があることを知らせて活動を行う。(危険予報レベル)
2	危険要素を知らせて活動を行う。(危険注意報レベル)
3	退避もあり得ることを知らせて活動を行う。(危険警報レベル)
4	いつでも退避ができる体制を取りながら活動を行う。(危険警戒レベル)
5	退避命令の発令を考慮する。(危険発生レベル)

※ハザードマップにより災害が予想される地域にあつては、危険度段階を繰り上げる。また、全団員に周知すること。

※ 河川水防活動時の退避判断イメージ図



※情報入手先

長崎県河川砂防情報システム

<http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp>

5 土砂災害警戒活動中の退避判断基準

前兆現象

下記の前兆現象が見られた場合は、作業を中止し、退避すること。

(がけ崩れ)

- a 通常湧水のない崖の途中から湧水が噴き出し、または山腹からの湧水が急激に増減し、その水が濁っている。特に湧水が止まったときは、崩壊の危険がある。
- b 降水量に変化はないが、溪流の水が急に増減した場合。特に急減した場合は、崩壊の危険が迫っている。
- c 崖や山肌の岩石が崩れ落ちるとき。
- d 崖上に亀裂、水溜まりが生じたとき。
- e 崖の斜面に亀裂が生じたとき。
- f 家のきしむ音、木の根の切れる音、地鳴りがするとき。
- g 付近の井戸水が急に濁ったり、水位が増減したとき。

(土石流)

- a 腐った土の匂いがする。
- b 山鳴りがする。
- c 根切れの音がする。
- d 沢の水が濁ったり、流木が混ざったりする。
- e 雨が降り続けているのに川の水量が急激に減る。

(地すべり)

- a 斜面から水が湧き出たり、地面にひび割れができる。
- b 地面の一部に凸凹ができる。
- c 山の木立が不揃いになったり、井戸の水が濁る。
- d 池や庭の水が増減したり、水田の水が急に減ったりする。

危険度判定

1 下記表にて「今後1時間の見込雨量」と「気象予報の発令状況」の危険度点数を判定。

	危険度点数	降水短時間予報雨量(mm)【今後1時間の見込雨量】	点数	合計点数
A. 雨量	1	20以上～30未満		
	2	30以上～50未満		
	3	50以上～80未満		
	4	80以上～		
	5	既往最大又は特別警報発令時		
B. 累積土壌雨量	危険度点数	発令	点数	
	2	大雨注意報		
	3	大雨警報(土砂災害)		
	4	土砂災害警戒情報		
	5	スネークライン 基準線を越える		

危険度判定

2 危険度点数（各項目点数並びに合計点数）から危険度段階を判定。

危険度段階

1	合計点数1
2	合計点数2～3
3	合計点数4～5 またはA、Bのどちらかが3点以上
4	合計点数6～7 またはA、Bのどちらかが4点以上
5	合計点数8点以上 またはスネークラインが基準線を越える

3 下記判断表により、退避判断等を考慮する。

危険度判断表

危険度段階	退避判断レベル
1	今後危険度が上がる可能性があることを知らせて活動を行う。(危険予報レベル)
2	危険要素を知らせて活動を行う。(危険注意報レベル)
3	退避もあり得ることを知らせて活動を行う。(危険警報レベル)
4	いつでも退避ができる体制を取りながら活動を行う。(危険警戒レベル)
5	退避命令の発令を考える。(危険発生レベル)

※ 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域にあつては、危険度段階を繰り上げる。また、全団員に周知すること。

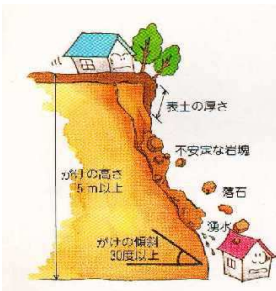
※情報入手先

長崎県河川砂防情報システム <http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp>

● 土砂災害は前兆を確認したら、すぐ避難を！ ●

土砂災害が発生すると、人命に関わる重大な被害をもたらします。長雨や大雨のときに次のような現象を確認したら、早めに避難し、防災機関に通報しましょう。

がけ崩れ 傾斜が急な斜面から土砂が崩れ落ち、家屋や道路を押しつぶす災害です。



こんなところが危ない！

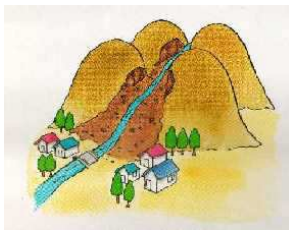
- ☆ がけの高さが5m以上であること。
- ☆ がけの斜面が30度以上
- ☆ 不安定な岩塊がある。
- ☆ 表土の厚さが50cm以上ある。
- ☆ 湧き水がある。
- ☆ 水が集まりやすい。

【がけ崩れの前ぶれ】

- ・ 崖からの水がにごる。
- ・ 地下水やわき水が止まる。
- ・ 斜面のひび割れ、変形がある。
- ・ 小石が落ちてくる。
- ・ がけから音がする。
- ・ 異様な匂いがする。

土石流

谷間に堆積した土砂などが増水した水と共に流れ落ち、家屋や道路等を押し流す災害です。



こんなところが危ない！

- ☆ 谷の勾配が20度以上。
- ☆ 土砂の堆積が厚い。
- ☆ 平常時には水の量が少ない。
- ☆ 過去に土石流が発生したことがある。
- ☆ 最近、上流で開発が始まった。
- ☆ 流域面積が小さい。

【土石流の前ぶれ】

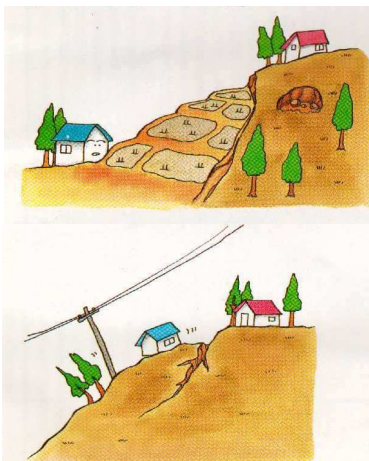
- ・ 山鳴りがする。
- ・ 立ち木の裂ける音や岩の流れる音がする。
- ・ 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。
- ・ 川の水がにごったり、流木が交ざる。



- ☆ 強い雨が降り続けているとき。
- ☆ 雨が降り続けているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少し始めたとき。
- ☆ 木の裂ける音や、石が流れる音が聞こえるとき。

地すべり

粘土などの滑りやすい層を境に地面全体がそのまますべりだし、家屋や道路などを押し出す災害です。



こんなところが危ない！

- ☆ 地すべり地形であること。

【地すべりの前ぶれ】

- ・ 地面にひび割れができる。
- ・ 井戸や沢の水がにごる。
- ・ がけや斜面から水が噴き出す。
- ・ 家や「よう壁」に亀裂が入る。
- ・ 家や「よう壁」、樹木、電柱が傾く。

- ☆ 地面にひび割れが出来たとき
- ☆ 樹木や電柱が傾くなどしたとき
- ☆ 池や井戸の水が急に減ったり濁ったりしたとき

マニュアル改正経過

(平成 29 年 3 月 29 日決裁)

このマニュアルは、平成 29 年 3 月 29 日から施行する。

(令和元年 6 月 10 日決裁)

このマニュアルは、令和元年 6 月 10 日から施行する。

参考通知等

- ・ 警防活動時等における安全管理マニュアル（平成 28 年 3 月 31 日 消防消第 63 号）
- ・ 訓練時における安全管理マニュアル（平成 28 年 3 月 31 日 消防消第 63 号）
- ・ 消防団幹部実務必携（平成 30 年度版）
- ・